

伊東市新図書館  
基本計画、基本設計及び実施設計等業務  
プロポーザル実施要項

令和3年4月

伊東市

## 1 目的

本要項は、伊東市新図書館の基本計画、基本設計及び実施設計等業務の実施に当たり、令和3年3月に策定した「伊東市新図書館基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、『『夢と未来を育む図書館』～ひとりひとりの創造拠点～』を基本理念として、プロポーザル方式により技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適切と判断される事業者（以下「特定事業者」という。）を選定する手続を定めるものです。

## 2 プロポーザル概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 業務名称     | 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務                 |
| (2) プロポーザル方法 | 公募型プロポーザル方式                               |
| (3) 履行期間（予定） | 令和3年7月（契約日）から令和4年11月30日まで                 |
| (4) 契約上限額    | 159,000千円（消費税及び地方消費税を含む。なお、許認可手数料等は含まない。） |
|              | ア 令和3年度支出予定額：52,200千円以内                   |
|              | イ 令和4年度支出予定額：106,800千円以内                  |

## 3 主催者及び事務局（各書類提出先）

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 主催者 | 伊東市  |
| (2) 事務局 | 伊東市教育委員会教育部生涯学習課 担当 鈴木、奥田<br>〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号<br>TEL：0557-32-1961<br>FAX：0557-37-8117<br>E-mail：gakusyuu@city.ito.shizuoka.jp |

## 4 計画の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 施設整備方針 | 伊東市新図書館基本構想に基づき、伊東市新図書館には次の7点の機能を整備するものとします。 |
| ア          | 交流機能   |
| イ          | 一般コーナー機能                                     |
| ウ          | 伊東市情報センター機能                                  |
| エ          | 児童コーナー機能                                     |
| オ          | ティーンズコーナー機能                                  |
| カ          | 生涯学習センター機能                                   |
| キ          | ICT機能  |
| (2) 建設地の概要 |  |
| ア          | 敷地の位置 伊東市桜木町二丁目672番4ほか10筆                    |

- イ 敷地面積 4, 012. 29 m<sup>2</sup>
- ウ 敷地条件 都市計画区域内 (区域区分非設定)  
用途地域 近隣商業地域  
建ぺい率80%、容積率300%  
日影規制なし  
準防火地域  
洪水浸水想定区域 (想定最大規模1. 0m~5. 0m)  
津波浸水想定区域 (想定最大規模0. 3m~2. 0m)
- エ 周辺道路 北側 市道桜木3号線 幅員5. 6m  
東側 市道桜木1号線 幅員10m  
西側 弥生・幸線 幅員3. 5m~4. 0m (2項道路)
- オ 既設インフラ 水道 東側道路 250mm本管 引込み管75~50mm  
下水道 北・西側道路250Φ 東側道路200Φ共に取り  
付け管あり  
ガス 都市ガス
- カ 施設の内容 (現行施設の概要)  
図書館: 開架書庫、閉架書庫、一般閲覧室、親と子のコーナー、ブラウジングホール、特別閲覧室、特別資料室等  
生涯学習センター中央会館: 第1・2会議室、第1・2研修室、美術工芸室、第1・2和室、視聴覚室、展示兼トレーニング室
- キ 資料数 (現行施設の概要)  
図書資料174, 451点、視聴覚資料3, 391点、雑誌12, 278点

### (3) 計画施設等の概要

- ア 構造 耐震、長寿命、ライフサイクルコストに配慮されたもの
- イ 計画面積 延べ5, 000 m<sup>2</sup>程度
- ウ 必要諸室等 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託  
特記仕様書 (資料5) のとおり  
上記の仕様書は、基本構想に基づき要求する基本的な機能と性能を規定するものであり、要求事項を満たした上で、参加者の創意工夫により技術提案書を作成するものとします。
- エ 付帯工事 駐車場、外構工事一式
- オ 予定事業費 (建設工事総事業費) 25億円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)
- カ 予定工期 (建設工事) 令和5年7月から令和6年9月まで

## 5 関連資料

- (1) 案内図（資料1）
- (2) 測量図（資料2）
- (3) 近隣地質データ【伊東市桜木町二丁目655番1ほか】（資料3）
- (4) 伊東市新図書館基本構想（資料4）
- (5) 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託特記仕様書（資料5）
- (6) 提出書類作成要領（資料6）
- (7) 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等事業者選定委員会設置要綱（資料7）

## 6 プロポーザルに関するスケジュール

- (1) 公告 令和3年4月1日（木）
  - (2) 参加受付 令和3年4月1日（木）～令和3年4月13日（火）午後5時必着
  - (3) 質疑受付 令和3年4月1日（木）～令和3年4月7日（水）午後5時まで
  - (4) 質疑回答 令和3年4月12日（月）
  - (5) 参加資格確認結果通知及び技術提案関係書類提出要請書発送  
令和3年4月15日（木）頃
  - (6) 技術提案関係書類提出期限  
令和3年5月17日（月）午後5時必着
  - (7) 第1次技術提案審査（書類審査）  
令和3年5月31日（月）
  - (8) 第1次技術提案審査結果通知発送  
令和3年6月7日（月）頃
  - (9) 第2次技術提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
令和3年6月28日（月）
  - (10) 最終審査結果通知発送  
令和3年7月12日（月）頃
  - (11) 業務委託契約 令和3年7月下旬頃
- （注）上記スケジュールは予定であり、書類の提出状況、選定委員会の審議の進捗状況等により、変更する場合があります。

## 7 参加資格等

- (1) 参加資格要件等

プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出日現在において、次の全ての要件を満たすものとします。

なお、参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で

失格とします。

- ア 伊東市建設工事等入札参加資格において建築関係建設コンサルタント業務の登録がされている者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けているものであること。
- イ 伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- オ 平成23年4月以降に基本設計若しくは実施設計業務が完了し、又は竣工した延床面積1,500㎡以上の公立図書館若しくは1,500㎡以上の図書館機能を含む複合施設（新築に限る。）の基本設計又は実施設計業務の実績があること。

(2) 協力者（協力事務所）

参加申込書を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び総合設計担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができます。

協力者（協力事務所）は、他の参加者との重複も可としますが、協力者（協力事務所）が参加者として自ら参加申込書を提出することはできません。

(3) 参加制限等

- ア プロポーザルへの参加申込みは、1者単独とし、共同企業体での参加は認めません。
- イ 参加1者につき、参加申込み、技術提案等は1件とし、重複参加は認めません。

(4) 管理技術者及び各担当主任技術者の必要資格等

- ア 管理技術者及び総合設計担当主任技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び総合設計担当主任技術者は参加申込書提出者の組織に属していること。
- ウ 管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- エ 各担当主任技術者の担当分野は「総合設計」「図書館計画」「構造」「電気設備」「機械設備」とする。
- オ 管理技術者は記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。
- カ 管理技術者及び総合設計担当主任技術者は、平成23年4月以降に同種業務に携わった実績があること。
- キ 図書館計画担当主任技術者は司書資格を有し、平成23年4月以降に公立図書館の基本構想、基本計画等の図書館関連計画策定業務の経験を有する者を配置すること。
- ク 構造担当主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ケ 電気設備担当主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

- と。
- コ 機械設備担当主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

## 8 参加手続等

技術提案の参加資格の審査を行うため、参加希望の事業者は、本要項等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加申込書を提出してください。

### (1) 提出書類の入手方法

参加申込書等の提出様式等は、伊東市ホームページの新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務関連ページ：<http://www.city.ito.shizuoka.jp>からダウンロードして入手することができます。

(新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務関連ページ)

トップページ「子育て・教育」→「生涯学習・図書館」→「図書館・文化ホール建設に向けた取組」→「伊東市新図書館建設事業」

### (2) 提出書類の作成方法及び提出部数について

各種提出書類の作成方法及び提出部数については、提出書類作成要領（資料6）を参照してください。

### (3) 参加申込書の提出手続

#### ア 提出方法

参加申込書（様式1）、業務実績確認書（様式2）を令和3年4月13日（火）午後5時までに、事務局へ持参（受付は、土曜日・日曜日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出してください。

なお、当市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

#### イ 参加資格審査結果の通知について

上記の参加申込書提出者に参加資格確認結果通知書（様式3）と、技術提案関係書類提出要請書（様式4※有資格者に限る。）を令和3年4月15日（木）頃に発送します。

### (4) 本プロポーザルに係る質疑書の提出手続等

#### ア 質疑書の提出方法

質疑書（様式5）を作成の上、電子メールにより事務局宛てに送信してください。

また、送信後は確認のため事務局まで電話連絡してください。（電話連絡は、質疑受付期間中の土曜日・日曜日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間とします。）

なお、当市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負いません。

※生涯学習課共通のメールアドレスを使用している関係上、他者による開封を避けるため、電子メールのタイトルに【基本計画、基本設計及び実施設計等業務プロポーザル：質疑】と付すなど、内容が分かるように送信してください。

イ 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月7日（水）午後5時まで

ウ 回答日及び回答方法

質疑に対する回答は一括して質疑回答書として取りまとめ、令和3年4月12日（月）までに「伊東市ホームページ」に掲載します。

なお、質疑に対する回答内容は、本要項の追加又は修正として、実施要項の一部と同様に取り扱うものとします。

エ 現地確認

現地説明会は開催しません。

なお、建設地を見学する場合には、現地利用者及び周辺住民に迷惑をかけないように十分注意してください。

## 9 第1次技術提案審査（技術提案関係書類の提出及び審査）

(1) 技術提案関係書類の提出期限、場所及び提出方法等

ア 提出期限 令和3年5月17日（月）午後5時必着

イ 場所及び提出方法

事務局へ持参（受付は、土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出してください。

なお、当市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

ウ 提出書類

- ① 会社概要書（様式6）
- ② 業務担当者一覧（様式7）
- ③ 協力者（協力事務所）の名称等（様式8）
- ④ 代表作品概要（様式9）
- ⑤ 参考見積書（様式10）

※ 参考見積書の金額は、評価の対象外とします。

※ なお、契約時には参考見積書の金額を上回ることはできません。

※ 見積金額が本要項に記載の契約上限額を超える場合は失格とします。

- ⑥ 技術提案書（表紙）（様式11）
- ⑦ 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務プロポーザル技術提案書（任意様式）

(2) 第1次技術提案審査結果の通知

第1次技術提案審査の結果は、令和3年6月7日（月）頃に技術提案関係書類提出者全員に書面により通知（郵送）するとともに、受付番号にて「伊東市ホームページ」に掲載します。

## 10 第2次技術提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

### (1) 第2次技術提案審査

ア 第2次技術提案審査はプレゼンテーション方式とし、令和3年6月28日（月）に実施をする予定です。プレゼンテーションの際の新たな資料配付は認めないこととします。

なお、日程等については、第2次技術提案審査対象者に対し、別途通知します。

イ プレゼンテーションの時間は20分間とし、その後10分間ヒアリング（質疑応答）を予定します。

ウ プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、スクリーン及びパソコンは事務局が準備しますが、パソコン等については持込みを可とします。

### (2) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、令和3年7月12日（月）頃に第2次技術提案審査対象者に書面により通知（郵送）するとともに、特定事業者1者及び次点者1者の事業者名を「伊東市ホームページ」に掲載します。

なお、それ以外の事業者名については公表しません。

## 11 審査関係書類作成及び提出上の注意事項

(1) 伝送及び電子媒体による提出は受け付けません。

(2) 提出書類の作成方法は、提出書類作成要領（資料6）によります。

(3) 提出した書類等の差替え、修正等は認めません。また、提出書類に記載された担当主任技術者は、原則として変更できません。ただし、病気休職、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得ることとします。

### (4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類、資料等は返却しません。

イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとしますが、当市は提出書類を自由に使用できるものとし、使用料は無償とします。

ウ 選定後、選定された者の提案内容に拘束されないこととします。

## 12 プロポーザル審査方法

(1) 本プロポーザルの審査は、学識経験者、市職員等によって構成する選定委員会を設置し、実施します。



- (2) 本プロポーザルは、書類審査及びプレゼンテーション審査により実施します。
- (3) 第1次技術提案審査は、第1次技術提案審査の対象者から技術提案関係書類の提出を求め、別紙評価項目及び評価内容により審査を行い、第2次技術提案審査の対象者5者程度を選定します。
- (4) 第2次技術提案審査は、プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)を行った後、別紙評価項目及び評価内容により審査を行い、特定事業者1者及び次点者1者をそれぞれ選定します。

なお、最高得点者が2者以上となった場合は、選定委員会委員長が、特定事業者1者を決定します。
- (5) 第1次技術提案審査及び第2次技術提案審査の結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

### 13 費用の負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とします。

### 14 特定事業者の取扱い

- (1) 特定事業者に対し、本業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、当市は、第1交渉権を与えられた者と契約の交渉を行います。ただし、特定事業者が契約を辞退した場合又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行うこととします。
- (2) 特定事業者の責務

特定事業者は、実施設計業務まで実施するものとします。

なお、本プロポーザルは、本業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた設計者を選定するものであることから、本業務の受託者は基本計画、基本設計及び実施設計等業務の内容について当市と十分協議の上、業務を進めることとします。
- (3) 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託料の契約上限額は、159,000千円(消費税及び地方消費税を含む。なお、許認可手数料等は含まない。)とします。
- (4) 当市は、本業務委託の契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとします。

### 15 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

なお、第1次技術提案審査及び第2次技術提案審査後に判明した場合も同様とします。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 本要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助、質疑等を直接又は間接的に求めた場合
- (4) 参加申込書の提出後、契約締結までの期間に本要項に規定する参加資格等を有しなくなった場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げた場合
- (7) その他選定委員会が本要項に違反すると認定した場合

## 16 その他

- (1) 参加申込書を提出した者は、その時点で公告等の内容を受諾したものとします。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。